

県内家きん飼養施設の消毒命令について

今シーズン、家きんにおいて初めてとなる高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、県内のすべての家きん飼養農場へ、家畜伝染病予防法に基づく消毒命令を発出し、消毒を義務付けました。

1 国内での発生状況

- (1) 発生日 令和4年（2022年）10月28日（金）
 - ・岡山県倉敷市 採卵鶏 約17万羽
 - ・北海道厚真町 肉用鶏 約17万羽
- (2) 発生日 令和4年（2022年）11月1日（火）
 - ・香川県観音寺市 採卵鶏 約4万羽

2 県内の家きん飼養農場数 205農場

3 消毒目的

高病原性鳥インフルエンザの県内発生リスクが高い状況にあると判断される場合に、県が消石灰を配付し、期間を通じて家きん飼養農家に消毒を徹底させることで農場へのウイルス侵入を防止し、県内での発生を抑える。

4 消毒命令

家畜伝染病予防法第9条の規定により、養鶏農場（100羽以上、だちょうにおいては10羽以上）を対象に、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するために消毒の実施を命ずる。

農林水産部生産経営局畜産課
担当 白石、下西（内線 5423）
電話 096-333-2402

【これまでの県の対応】

(1) 熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
防疫対策マニュアル改訂（9月13日）

(2) 防疫研修

○年度当初の防疫研修会（4月15日）

○マニュアル改訂後の研修会

- ・防疫作業班リーダー研修（10月11日）
- ・支援対策本部応援要員向け研修（10月11日）
- ・連絡補助員向け研修（10月11日）

○熊本県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習（10月27日）

○各地域振興局主催の防疫演習（10月～11月）